

## 都市建設委員会委員長報告書

令和 8 年 3 月 2 4 日

都市建設委員会に付託されました議案 1 2 件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第 2 8 号「流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定めるほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 2 7 号「流山市占用料条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は市が管理する道路及び準用河川に係る占用料の額を改定するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 1 8 号「令和 8 年度流山市土地区画整理事業特別会計予算」について報告します。

本案は本市が施行する流山都市計画事業西平井・鱈ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業及び流山都市計画事業鱈ヶ崎・思井地区一体型特定土地区画整理事業に係る所要額を計上し、その財源として、清算金収入のほか、一般会計からの繰入金等をもって充て、歳入歳出予算総額を対前年度比 1, 5 4 6 万 6 千円、9 3. 5 % 減の 1 0 6 万 8 千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1 点指摘し、反対の立場で討論する。

2 8 年もかかった事業が最終段階であるが、財政力の小さい本市が、駅もなく、線路も地下を通っているような地域に巨額の投

資をして進めるべき事業ではなく、当初の平成10年の財政見通しとの比較もされていない。しっかり事業の総括をすべきと指摘する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号「令和7年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）」について報告します。

本案は西平井・鱈ヶ崎地区土地区画整理事業及び鱈ヶ崎・思井地区土地区画整理事業において、事業の進捗状況を踏まえ繰越明許費を設定するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号「流山市初石駅施設整備基金条例を廃止する条例の制定について」について報告します。

本案は流山市初石駅施設整備基金の設置の目的が達成されることに伴い、同基金を廃止するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号「東武野田線初石駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の変更について」について報告します。

本案は令和5年流山市議会第2回定例会で議決を経た東武野田線初石駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定を変更するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号「流山市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は市が管理する都市公園に係る占用料の額を改定するほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号「専決処分の承認を求めることについて

（令和7年度流山市水道事業会計補正予算（第2号））」について報告します。

本案は国の物価高騰に係る交付金を活用して実施する水道の基本料金を免除するための経費について、特に緊急を要したため、令和8年1月9日付けで、令和7年度流山市水道事業会計補正予算第2号について専決処分したので、その承認を求めるもので、既定の水道事業費用及び水道事業収益にそれぞれ1,050万円を増額し、補正後の収益的支出の総額を35億4,302万9千円、収益的収入の総額を40億6,078万8千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定しました。

次に、議案第22号「令和7年度流山市水道事業会計補正予算（第3号）」について報告します。

本案は国の補正予算により前倒しで事業を実施するため、資本的収入の既決予定額に330万円を増額し、総額を7億8,684万円とするものです。

また、資本的支出については、資本的収入に合わせ、老朽管等改良工事請負費3,300万円の増額及び継続費の変更に伴う西平井浄水場水処理施設更新事業7,054万3千円の減額を行うもので、既決予定額から3,754万3千円を減額し、総額を25億4,426万3千円とするものです。

さらに収益的支出については、資本的収支の変動に伴い、支払消費税の増加が見込まれることから水道事業費用に246万2千円を増額するもので、総額を35億4,549万1千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号「令和7年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号）」について報告します。

本案は金利上昇に伴い企業債の予算金利の引き上げを行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致を

もって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号「令和8年度流山市水道事業会計予算」について報告します。

本案は収益的収支では、収入を40億3,657万7千円、支出を36億1,678万2千円とするものです。資本的収支では、収入を12億8,421万8千円、支出を35億9,095万7千円とするものです。

審査の過程における討論として、

#### 1 反対の立場で討論する。

流山市の水道事業について、24時間休みなしに安全な水の提供をされていること、突発的な事故への対応や、人口増への対応、老朽管耐震化への取組に敬意を表する。

また、今回、国の交付金を使って、物価高騰対策としての水道基本料の減免が予算化されたことは、我が党が何度も要望してきたことでもあり、評価する。

しかし、つくばエクスプレス沿線の630ヘクタールの開発はリスクの高い事業であり、そのためのインフラ整備として水道事業は過大な負担となっている。

#### 2 4点要望し、賛成の立場で討論する。

水道は、市民の命と暮らしを支える最も重要なライフラインである。

本予算においては、老朽管の更新、耐震化の推進、安定供給体制の維持など、安全・安心を守るための必要な投資が計上されている。

今後は、「老朽管更新のさらなる着実な推進」、「災害時給水体制の強化」、「高齢者世帯への丁寧な情報提供」、「技術職員の確保と育成」に一層取り組んでいただきたい。

#### 3 賛成の立場で討論する。

令和8年度においては、企業債収入額が償還金額を上回ったことにより、企業債残高は前年度より増加すると見込まれている。しかし、この増加は浄水場等の大規模更新に伴う一時的なものであり、将来世代の過度な負担増とならないよう今後は企業債残高を減らしていく方針は変わらないことが確認できた。

また、収益的収支においては、約4億円の黒字を確保できる見通しであり、健全な会計運営を続けていることを評価する。

以上の理由から、本予算は、将来を見通した安定的な水道事業経営を行っているとは判断できる。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第23号「令和8年度流山市下水道事業会計予算」について報告します。

本案は収益的収支では、収入を42億2,213万1千円、支出を42億3,156万8千円とする内容です。

資本的収支では、収入を26億5,701万3千円、支出を34億2,750万3千円とするものです。

審査の過程における討論として、

#### 1 反対の立場で討論する。

市民のくらしに欠かせない下水道の運営に尽力していること、災害対応の準備などについて敬意を表する。

市民的関心事として、下水道管の適正な維持管理を確実に進めることが一番である。

しかし、つくばエクスプレス沿線の630ヘクタールの開発のためのインフラ整備で、下水道事業は、過大な投資を余儀なくされている。

#### 2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

下水道事業予算については、流山市下水道ビジョン及び流山市下水道事業経営戦略に基づき、既成市街地の污水管整備及び雨水管整備、つくばエクスプレス沿線整備事業に伴う污水管整備及び雨水管整備を実施され、普及率は9割を超え今後は維持管理・更新へと移行している。また、大規模な更新費用が一時的に集中しないように平準化する経営戦略を用いて、持続可能な事業運営に努めている。

今後、持続可能なインフラ管理を行う下水道事業ストックマネジメントに基づき、計画的な点検・調査を実施されることを要望する。

3 1点要望し、賛成の立場で討論する。

収益的収支においては、前年度に引き続き赤字予算となっており、依然として厳しい経営状態であるものの、この赤字を解消すべく、令和9年度からの下水道使用料の改定に取り組んでいることを確認した。

下水道ビジョンに掲げる「市民の快適な暮らしを支える下水道」の継続のために必要な収入を確保するとともに、より一層の経費削減の努力を行っていただくことを要望する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上